

**小野町日影南麓『緑とのふれあいの森公園』
管理運営に関する提案競技**

募集要項

**令和 8 年 9 月
福島県田村郡小野町**



目 次

第 1	提案競技の概要	
1	提案競技の趣旨	2
2	提案競技の名称	2
3	対象施設	2
4	提案を求める内容	2
5	応募者の要件	3
6	日程及び応募の手続き等	4
7	提案の審査等	7
8	提案競技後の取り組み	8
9	その他	8
10	事務局	8
第 2	提案競技にあたっての基本方針	9
第 3	事業者が行う業務	10
1	事業者が指定管理者として行う業務	10
2	その他の業務	10
第 4	事業者が独自に行う業務	10
1	自主事業	10
第 5	提案競技にあたっての条件	10
1	管理の基本的条件	10
2	提案にあたっての条件	10
3	業務の委託等	11
4	協定保証金	11
5	指定期間満了前の指定の取消し等	12
6	遵守すべき関係法令等	12

第1 提案競技の概要

1 提案競技の趣旨

「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園」は、平成11年に町民の健康増進と憩いの場、レクリエーション及び都市との交流の場として整備され、多くの方々に利用されてきました。現在の指定管理期間の満了に伴い、令和9年度以降の指定管理者制度による管理並びに運営を行っていくため、公募により選定を行います。

公募にあたっては、優れた経営ノウハウや企画力、資金力を備えた民間企業等から、施設の魅力向上に向けた事業計画の提案を受け、最優秀提案者を事業予定者として選定しようとするものです。

2 提案競技の名称

「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園管理運営に関する提案競技」（以下「提案競技」という。）

3 対象施設

- | | |
|----------|---|
| (1) 施設名称 | 小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園（以下「ふれあい公園」という。） |
| (2) 所在地 | 福島県田村郡小野町大字小戸神字宮ノ前397番地の2 |
| (3) 施設面積 | 58,721㎡（管理棟延べ床面積 515㎡） |
| (4) 施設概要 | ふれあい森の家（管理棟）
森の体育館
展望広場（四阿（あずまや））
オートキャンプ場
テントキャンプ場
屋外トイレ
多目的広場
芝そりコース 等 |

4 提案を求める内容

ふれあい公園の管理運営に関する「事業計画案」

「提案競技にあたっての基本方針」（P9参照）を踏まえ、以下の項目を提案してください。

(1) 管理運営

ア) 管理運営方法等

- ・ふれあい公園全体の運営方法
- ・施設の維持管理方法

イ) 管理運営費等

- ・管理運営に必要な経費の算出
- ・小野町が支出する指定管理料の算出

※指定管理料の上限額は2,700,000円／年とし、毎年度、指定管理者と協議を行い、決定します。

(2) イベントの企画運営

ア) イベント開催等

- ・町民の健康増進や自然環境を活かした体験型イベント等の開催

イ) 実施体制等

- ・イベントの運営の実施体制

5 応募者の要件

(1) 応募者の要件

応募者は「法人その他の団体」又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）」（以下「民間企業等」という。）で、以下の要件を満たすものとします。

ア) 事業期間（P 1 1、第5の1の（3）事業期間参照）に渡って、安定してふれあい公園を管理運営できる経営能力を備えていること。

イ) 次の各号に該当しないこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定により、小野町の入札に参加できない民間企業等

②地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、小野町若しくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、その取り消し日から2年（他の地方公共団体の場合は1年）を経過していない民間企業等又は当該業務の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の地方公共団体の場合は6ヶ月）を経過していない民間企業等

③法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する民間企業等（いわゆる兼業禁止規定を準用）。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体（1／2以上）に準じ、小野町の外郭団体や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公平性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として、提案競技に応募できることとします。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属している民間企業等。

また、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がある民間企業等。

⑤経営不振の状態（破産手続、会社更生手続若しくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき又は取引停止処分がなされたとき）の民間企業等

⑥法人税、消費税、地方消費税及び県税・市町村税を滞納している民間企業等

⑦小野町の提案競技の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した民間企業等。

⑧民間企業等がいわゆる権利能力なき社団にあたり、法律行為を行う能力を有していない場合には、その代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの

(2) その他

ア) 複数申請の禁止

応募者は提案競技について1つの提案のみとなります。

また、応募者は他の共同事業体に重複参加し、2つ以上の提案を行うことはできません。

イ) 共同事業体の申請に関する事項

①共同事業体の名称を決めてください。

②共同事業体の代表法人及び代表者を定めることとします。

③応募登録後において代表者及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと小野町が判断した場合はこの限りではありません。

6 日程及び応募の手続き等

(1) 提案競技募集要項の公表・配布

・公表日 令和8年9月14日(月)

・配布期間 令和8年9月14日(月)から令和8年10月26日(月)まで
(土・日・祝祭日は除く)

・配布時間 令和8年9月14日(月)から令和8年9月30日(水)

→午前8時30分から午後5時15分まで

令和8年10月1日(木)から令和8年10月26日(月)

→午前9時から午後4時30分まで

※令和8年10月1日(木)より、窓口開庁時間に変更となります。

なお、募集要項は小野町公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

URL : <https://www.town.ono.fukushima.jp>

(2) 説明会

提案競技募集要項について、次のとおり説明会を開催します。また当日、現地調査の時間を設けてふれあい公園を見学できます。当日は、配布済みの募集要項を持参してください。なお、説明会へはできるだけ出席してください。

・日時 令和8年10月9日(金)午後1時30分から

・場所 ふれあいの森公園 1階 ふれあい体験ホール

・参加者 本事業に参加する民間企業等とし、1社(1団体)につき2名までとします。なお、民間企業等の名称は公表しません。

・追加文書 ふれあい公園の概要、現況図等を配布します。

(3) 説明会参加受付

提案競技募集要項の説明会への参加を希望される民間企業等は、事前に申し込みができます。申し込みは、説明会参加申込書(様式1)を受付期間内に、事務局に持参するか、FAX、E-mailにて提出してください。

・受付期間 令和8年9月14日(月)から令和8年9月30日(水)まで
(土・日・祝祭日は除く)

・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

FAX 番号：０２４７－７２－３１２１

E-mail:sangyoushinkouka@town.fukushima-ono.lg.jp

※FAX、E-mail については、24 時間受付可能

(4) 募集要項等への質疑応答

ア) 質疑応答

募集要項等に対する質問がある場合は、質問書（様式 2）に所要の事項を記入し、事務局へ持参するか、FAX、E-mail で提出してください。電話又は口頭での受け付けは行いません。

・受付期間 令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで
（土・日・祝祭日は除く）

・受付時間 令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）

→午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 26 日（月）

→午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

※令和 8 年 10 月 1 日（木）より、窓口開庁時間が変更となります。

なお、1 件の質問に対して 1 枚の様式を使用してください。

イ) 質疑応答

受け付けた質問に対する回答（以下「質疑応答書」という。）は、FAX または E-mail で示します。

※質疑応答書は、募集要項その他関連資料の追加文書として取り扱います。回答にあたっては、質問を行った民間企業等の名称は公表しません。

なお、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

(5) 応募登録及び提案書の受付

提案募集に参加を希望する民間企業等は、受付期間内に下記の提出書類を事務局に直接持参してください。（郵送やメールでの提出は受け付けません。）

・提出部数 正本 1 部 副本 7 部 合計 8 部

・受付期間 令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 26 日（月）まで

・受付時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分

【応募登録】

・提出書類

①応募登録申込書（様式 3）※ 1

②民間企業等の概要（様式 4－1）※ 1

③共同事業体の構成団体の概要（様式 4－2）※ 2

④共同事業体協定書兼委任状（様式 5）※ 2

⑤定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書※ 3

⑥役員の名簿及び履歴書※３

⑦宣誓書（様式６）※３

⑧秘密保持誓約書（様式７）※１

⑨民間企業等の労働条件（様式８）※３

⑩民間企業等の組織体制（様式９）※３

⑪申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去３年間の事業報告書※３

⑫申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去３年間の法人税法第７４条に基づく法人税確定申告書及び添付書類一式（税務署受付印のあるもの）。法人税確定申告をしていない団体等については貸借対照表、収支計算書、財産目録、預貯金・借入金の残高証明書※３

⑬納税証明書等（直近３年分）※３

国税の納税証明書（その３の３）及び県税・市町村税完納証明書

⑭印鑑登録証明書※３

※１ 共同事業体の場合は代表者

※２ 共同事業体による場合のみ

※３ 応募する全ての民間企業等

【提案書類】

提案提出書（様式１０）、提案書（様式１１）及び以下の提案書類（以下「提案書等」という。）

ア) 提案する事業計画案の概要（様式１２）

イ) 管理運営方法等に関する提案（様式１３）

①ふれあい公園全体の運営方法、施設の維持管理方法

②飲食及び物販施設の運営方法、企画イベントなどのサービス提供方法

③防犯・防災対策、安全対策、個人情報保護の措置、事業運営体制及び社員教育などの考え方

④地元産品の活用や地域住民の参加など地域連携や活性化（波及効果）の考え方

ウ) 管理運営費に関する提案（様式１４）

①管理運営に必要な経費の算出

②小野町が支出する指定管理料の算出

※指定管理料の上限額は、２，７００，０００円／年とする。

エ) 事業収支計画等（様式１５－１～１５－４）

事業収支計画、投資計画

オ) イベントの企画運営に関する提案（様式１６）

①町民の健康増進や自然環境を活かした体験型イベントの開催方法

②イベントの開催に必要な経費の算出

※自主事業を想定し、算定してください。

カ) イベントの企画運営に係る収支計画書（様式１７）

イベント収支計画

キ) その他の事項に関する提案（様式 18）

収支の適正管理に対する考え方、資金調達の手法

【辞退届】

提案書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式 19）を提出してください。

その場合、再度の提出は認めません。

7 提案の審査等

（1）審査体制

応募者から提出された提案書等は、小野町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成 17 年小野町規則第 9 号）第 7 条及び第 8 条に基づき構成する「小野町指定管理者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」で審査を行います。

（2）審査方法

応募者から提出された提案書等を基に、第 1 次審査（資格審査及び提案審査）及び第 1 次審査通過者による第 2 次審査（プレゼンテーション及び総合審査）を行います。

第 1 次審査の通過者にのみ、第 2 次審査の日時等を通知します。

第 2 次審査では、審査委員会で提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

第 1 次審査と第 2 次審査の結果を総合的に評価し、最優秀提案を選出します。

（3）事業予定者の決定

小野町は、審査委員会の報告を踏まえ、事業予定者を決定します。

第 2 次審査の結果については、令和 8 年 11 月中旬に文書で通知いたします。

（4）欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

ア) 提出書類に虚偽又は不正があった場合

イ) 指定管理料の上限額を上回った場合

ウ) 複数の提案書を提出した場合

エ) 指定する期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ) 応募者及びその関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

カ) その他不正な行為があった場合

8 提案競技後の取り組み

（1）提案内容の協議・調整

提案競技の終了後、小野町と事業予定者は提案内容を踏まえ、事業化に向けた協議・調整を行います。

(2) 指定管理者の指定 ※令和8年12月中旬を予定

事業予定者を、指定管理者の指定手続き及び小野町議会の議決を経て、ふれあい公園の管理運営を代行する指定管理者として指定します。(したがって、小野町議会で否決された場合は指定できません。)

(3) 基本協定の締結 ※令和8年12月中旬を予定

小野町は事業予定者と協議を行い、この協議結果に基づき仮協定を締結します。

なお、仮協定は、指定管理者の指定に係る小野町議会の議決を経て、小野町が指定管理者に指定することで基本協定として締結されるものです。基本協定には、運営、維持管理、既存施設の改修に関する規定等が含まれます。

(4) 業務引継ぎ ※令和9年1月中旬からを予定

事業者は、業務引継ぎをしていただきます。

なお、業務引継ぎに要した費用は、全て事業者の負担とします。

9 その他

- ・応募に関し要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- ・一旦、小野町が受理した提案書等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。
- ・提案競技に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法で行います。
- ・提出した提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、小野町が提案競技の公表等のため必要と認めるときは、最優秀提案者に選定されたか否かにかかわらず、提案書等の内容の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- ・提出した応募書類及び提案書等は、最優秀提案者に選定されたか否かにかかわらず、情報公開の請求において、個人情報等を除き、原則開示します。
- ・小野町の配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ・事業者は、小野町との協議・調整に誠意をもって対応することとし、小野町との協議を正当な理由なしに辞退できないものとします。なお、事業者が正当な理由なしに辞退するときには、小野町が被った損害額を請求することができるものとします。

10 事務局

事務局：小野町 産業振興課

住 所：〒963-3401 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地

T E L：0247-72-6938

F A X：0247-72-3121

E-mail:sangyoushinkouka@town.fukushima-ono.lg.jp

U R L:<https://www.town.ono.fukushima.jp>

第2 提案競技にあたっての基本方針

(1) 「ふれあい公園」機能の維持

『自然とふれあう「癒し、安らぎ」機能』

自然とのふれあいの中に、「癒し・安らぎ」などを求める気運が高まっていることから、現在の景観を維持し既存施設の有効活用により、自然とふれあえる機能を図る。

『家族や友人と楽しめる「憩いの場」機能』

自然とのふれあいによる健康増進、子ども連れの家族から高齢者まで、みんなが楽しめる「憩いの場」としての機能を図る。

『人とふれあう「交流」機能』

町民や都市との「交流の場」としての機能を図る。

(2) サービス水準の向上策

利用者満足度を高めるため、ニーズに対応したサービスの提供や迅速な対応など、サービス水準の向上を図る。

(3) 既存施設を活かした管理運営

ふれあい森の家、森の体育館、展望広場やオートキャンプ場など既存施設を活かした効率的・効果的な管理運営を図る。

(4) 施設の利用促進

「緑とのふれあいの森公園」機能や環境を活かした PR イベントを開催し、施設の利用促進及び利用者の増加を図る。

(5) 利用者の安全性向上

獣害や自然災害等の非常時への備えを工夫し、利用者が安全・安心に施設を利用できるよう努める。

(6) 町財政負担の軽減策

自主事業の運営により、公益性を維持しながら将来的に収益を高め、指定管理料の削減を図る。

(7) 指定管理料等の限度額

小野町が支出する指定管理料（年額）の上限額を2,700,000円とし、管理運営に係る計画を作成する。ただし、年度ごとの指定管理料については、毎年管理者と協議の上、設定することとする。

第3 事業者が行う業務

(詳細は別紙「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園の指定管理者の仕様書」をご覧ください。)

1 事業者が指定管理者として行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

- ア) 小野町及び外部との連絡、文書等の受付に関すること
- イ) 施設利用者の予約、取消、問合せに関すること
- ウ) 施設利用者の備品貸出、返納の確認、安全に関すること
- エ) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務に関すること

(2) 施設の使用の許可及び制限に関する業務

- ア) 小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園設置及び管理運営に関する条例（平成19年小野町条例第12号。以下「ふれあい公園条例」という。）第6条に基づく使用許可
- イ) ふれあい公園条例第7条に基づく行為の禁止
- ウ) ふれあい公園条例第8条に基づく使用許可の取消等

(3) 施設の維持管理に関する業務

- ア) 施設の保守管理（施設を維持していくための保守点検及び修繕）
- イ) 施設で保有している附帯設備及び備品の維持管理
- ウ) 樹木、芝生等植栽の維持管理
- エ) 清掃、警備及び防災

2 その他の業務

- ア) 会計関係帳簿、事業報告書、利用状況報告書等の作成及び町への報告
- イ) 緊急、防犯、防災等の危機管理マニュアル等の作成及び実施体制の整備
- ウ) 個人情報保護等の措置
- エ) 経理規程の作成及び経理事務
- オ) 社員に対して必要な研修の実施
- カ) その他日常業務の調整

第4 事業者が独自に行う業務（指定管理料対象外経費）

1 自主事業

- ア) 集客や収益を高めるための企画イベントや広告宣伝等の実施
- イ) その他ふれあい公園の設置目的の範囲内で行う事業

第5 提案競技にあたっての条件

1 管理の基本的条件

(1) 利用料金制度

- ア) 管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制度を適用し、利用者から収受した料金を事業者自らの収入としますので、実績を踏まえ利用料金収入の見込み額を算定してください。
- イ) 有料施設の利用料金は、ふれあい公園条例第9条で定めている上限額の範囲内で設定す

ることとします。

(2) 管理運営に要する経費

- ア) 小野町が支出する指定管理料に含まれるものは、人件費、管理費（消耗品費、修繕費、光熱水費、保守点検・維持管理に要する経費）、事務費となります。
- イ) 小野町が支出する指定管理料は、事業者が行う業務（P10 第4 事業者が独自に行う業務を除く。）に係る経費全体の見込み額から、利用料金収入の見込み額を差し引いた額となります。
- ウ) 事業者が独自に行う業務によって得る利益を考慮して、小野町が支出する指定管理料を提案してください。

(3) 事業期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 休園日及び利用時間

休園日及び利用時間は、小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園管理運営に関する規則第2条に基づき運営すること。ただし、サービス向上や冬期間の運営など新たな視点から変更が必要と考える場合には提案してください。

2 提案にあたっての条件

(1) 管理運営に関する条件

- ア) ふれあい公園の施設利用の促進を図ることとする。
- イ) 自主事業を実施する上で必要な免許・許可（酒類小売免許、飲食店営業許可免許など）は、自主事業開始までに取得すること。
- ウ) 事業者が独自に実施する飲食及び物販を行うため新たに設置する施設は、小野町行政使用料条例（昭和44年小野町条例第19号）第2条に基づき使用料を徴収することとする。
- エ) 1件あたり10万円以下の修繕は、小野町が支出する管理運営に必要な経費の範囲で、事業者の負担において行うこととする。

(2) 施設整備に関する条件

- ア) 既存施設（建物）の取り壊し・建替えは不可とする。
- イ) 小野町の財政負担を要する既存施設（建物）の改修や新規の施設整備を行う提案は不可とする。なお、地方自治法第238条の4第1項の規定により行政財産には私権の設定ができないため、既存施設（建物）を事業者の負担で改修する場合の改修後の所有権は、小野町に帰属することとなる。
- ウ) 事業者が自ら整備する施設がある場合は、小野町の許可を受けて整備することとする。この場合において、地方自治法第238条の4第8項の規定により借地権は発生しない。

(3) 地域の活性化に関する条件

地域の活性化を図るため、農産物などの地場産材や中小事業者等の活用に配慮することとする。

(4) イベントの実施に関する条件

- ア) ふれあい公園を利用して実施すること。ただし、町内の観光施設等を含めた企画も可とする。
- イ) 子どもから高齢者、男女を問わずに参加できる企画とすること。
- ウ) 町民の健康増進、交流、町の農畜産物、特産品等 PR、自然環境を活かした体験型イベントなど、小野町のイメージアップが図られる企画とすること。
- エ) 参加者から負担金（参加料）を徴収する場合は、すべてイベント費用に充てること。
- オ) イベント経費の積算根拠を明確にすること。

3 業務の委託等

事業者は、ふれあい公園の管理の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ小野町が認めた場合はこの限りではありません。

4 協定保証金

(1) 協定保証金の納付

事業者は、小野町に対し、初年度に小野町が支払う管理運営に要する経費の100分の5以上の額の協定保証金を納付しなければなりません。ただし、小野町が認めた場合協定保証金を免除することができます。

(2) 納付期限

基本協定の締結日

(3) 協定保証金の没収

協定書の内容を履行せず、又はこれらに違反したときなど事業者の責めに帰すべき事由により指定が取消しとなった場合には協定保証金は没収します。また、保証金の額を超えた損害が発生した場合にはその損害額を請求することができるものとします。

(4) 協定保証金の返還

次の場合、事業者は小野町に対し協定保証金の返還請求することができます。

ア) 指定期間が満了した場合

イ) 不可抗力（天災、テロ等の人災）により指定が取り消された場合

5 指定期間満了前の指定の取消し等

事業者の責めに帰すべき事由等により、管理を継続することが適当ではないと認めるときは、小野町は指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。なお、詳細については、事業者と小野町との間で締結する基本協定書の中で規定します。

6 遵守すべき関係法令等

提案及び管理運営にあたって、以下の法令等を遵守してください。

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）
- ・ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ・ 小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園設置及び管理運営に関する条例（平成 19 年小野町条例第 12 号）
- ・ 小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園管理運営に関する規則（平成 11 年小野町規則第 1 号）
- ・ 小野町個人情報保護条例（平成 15 年小野町条例第 29 号）
- ・ 小野町情報公開条例（平成 13 年小野町条例第 19 号）
- ・ 小野町行政手続条例（平成 8 年小野町条例第 1 号）
- ・ その他関係法令等

※条例等の内容及びその他の条例等については、小野町ホームページの町の条例規則などの情報から確認することができます。